

学生の行動制限の強化について

2020/06/02 通知

2020/06/25 更新

2020/07/10 更新

2020/07/15 更新

理事（社会連携・学生）

7月3日（金）の本学における新型コロナウイルス感染者の発生に伴うその後の市中感染の拡大ならびに東京をはじめとする首都圏での最近の新規感染者の増大を受け、学生の行動制限を下記の通り強化する。

引き続き、健康管理事項（①「健康状態確認シート」による自らの健康状態の把握、②行動記録の記帳による自らの行動の十分な把握、③新型コロナウイルス接触確認無料アプリCOCOA（※）を極力活用した陽性者との接触確認の把握）を厳守すること。

もし、発熱等体調不良があった場合や陽性者との接触が確認された場合には

登学を控え、長崎大学保健・医療推進センター^{*)}に電話連絡し、指示を仰ぐこと。^{**)}

陽性者との接触が確認された場合には、長崎大学病院においてPCR検査を実施する^{***)}

*) <体調不良や感染予防等の相談窓口>長崎大学保健・医療推進センター
TEL：095-819-2213、2214



***) 病院実習等 実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。

****) 保健・医療推進センターや長崎大学病院に直接行かないこと。

※厚生労働省（HP）新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

◎今回の主な改正点

➤【飲食】

身内以外の者とのアルコールを伴う複数名での会食等については県内外を問わず禁止する。

記

1. 県外への国内（海外）移動について

- ・7月11日（土）以降、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（これらの地域に下車して経由した場合も含む）への移動を原則禁止する。就職活動等でやむを得ず移動した場合[※]には、これらの地域から長崎に戻って2週間は上記二重下線部健康管理事項①～③を遵守し、自宅待機することを要請する^{※※}。また、新規感染者が発生している自治体への移動は感染拡大防止の重要性に鑑み慎重に判断すること。新規感染者発生地域か否かに関わらず、マスク着用等十分な感染予防対策をとるとともに、上記二重下線部健康管理事項①～③を遵守し、新規感染者が発生している地域では特に慎重に行動すること。

[※] 7月10日（金）以前に対面式の面接試験を受けるために1都3県に移動している学生については2週間の待機義務の対象としない。その場合、検温等による健康管理を行い、登学の際には「健康状態確認シート」を指導教員に提出すること。

^{※※} 7月11日（土）以降に対面式の面接試験を受けるために1都3県に移動せざるを得ない者や7月10日（金）以前に実家に帰省している者が2週間の待機期間の間に対面式の試験や論文発表会等に参加せざるを得ない場合は、所属部局長に「健康状態確認シート」を提出した上で登学の許可を申請すること。必要に応じて長崎大学病院においてPCR検査を実施した上で登学を許可する。

- ・海外への移動については従来からの移動規制を継続する。留学等で海外から帰国した者については、帰国後2週間は公共交通機関を利用せず、入国地（成田空港、羽田空港、関西国際空港、福岡空港等）周辺のホテル等に待機し、1都3県から長崎に移動した場合にはさらに2週間の自宅待機を要請する。2週間経過後は上記二重下線部健康管理事項①～③を遵守した上で行動すること。

- ・病院実習等がある 医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある 医歯薬学総合研究科、TMGH の大学院生、乗船実習がある 水産学部の学生、乗船研究がある 水産・環境科学総合研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある 教育学部の学生・教育学研究科の大学院生 については 所属部局の指示に従うこと。

2. 入構について

- ・入構の際には、3密回避等の感染防止対策が十分取られている場所 を利用し、自らもマスクを着用し、3密回避に徹する とともに、手洗いや手指消毒をこまめに行う こと。

3. アルバイトについて

- ・アルバイトを行う必要がある場合は、自ら感染予防（マスク着用を含む咳エチケット、手洗い等）を必ず行う とともに、3密回避等の感染防止対策（マスク着用の義務付け、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等）が 十分取られている店舗等でのアルバイトを選択 するよう強く要請する。
- ・スナック、クラブ、キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ等いわゆる「接待を伴う飲食業」でのアルバイト については 従来から学生に相応しくない職種として禁止 されているものであり、新型コロナ禍収束後も含め禁止 する。

4. 集団での飲食ならびにカラオケ、スポーツジム等学外体育施設の施設利用について

【飲食について】

身内以外の者とのアルコールを伴う複数名での会食等については、県内外を問わず禁止する。

※アルコールを伴わない会食等についても、3密回避等の感染防止策が十分取られている場所を利用し、自らも3密回避に徹するとともに、会食等前後の手洗いや手指消毒を必ず行うこと。また、大皿料理の直箸使用、ならびにトング、食器、箸、グラス、盃等の共用は避けること。

【カラオケの利用について】

飛沫感染のリスクが高いため、利用を禁止する。

【スポーツジム等学外体育施設の利用について】

クラスター発生の可能性が高いため、利用に際しては、3密回避等の感染防止対策が十分取られている施設を利用し、自らも3密回避に徹するとともに、マスク着用、使用前後のマシン消毒、手指消毒、手洗い、短時間での更衣室利用等慎重を期すこと。

- 病院実習等がある 医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある 医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある 水産学部の学生、乗船研究がある 水産・環境科学総合研究科の大学院生、ならびに教育実習や実技指導のある 教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については 所属部局の指示に従うこと。

5. その他

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、さらなる強化が要請される可能性がある。本学から新たな行動指針等が出された場合等には、それらの指針等に従うこと。

以上